

議案第 4 号

外国人登録制度の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例について

外国人登録制度の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 木下 善之

外国人登録制度の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例

(橋本市事務分掌条例の一部改正)

第1条 橋本市事務分掌条例(平成18年橋本市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する内部組織の事務分掌の概要は、次のとおりとする。 企画部・総務部 略 市民部 (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 (2)～(7) 略 健康福祉部～上下水道部 略</p>	<p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する内部組織の事務分掌の概要は、次のとおりとする。 企画部・総務部 略 市民部 (1) 戸籍、住民基本台帳及び外国人登録に関すること。 (2)～(7) 略 健康福祉部～上下水道部 略</p>

(橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年橋本市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(登録の資格) 第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p>	<p>(登録の資格) 第2条 次に掲げる者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者 (2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者</p>
2 略	2 略

(登録印鑑の不受理)

第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理できない。

- (1) 住民基本台帳に記録され、又は登録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないものは、当該登録申請を受理できない。
- (2) 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの
- (3) ～(6) 略

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑の登録)

第6条 市長は、第4条の規定による確認を終わったときは、直ちに印鑑登録原票に、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しななければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）
- (4) ～(6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合には、当該氏名のカタカナ表記

(印鑑登録の抹消)

第13条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときには、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

- (1) ・(2) 略
- (3) 氏名、氏若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したとき（登録されている印影

(登録印鑑の不受理)

第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理できない。

- (1) 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録され、又は登録されている氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの
- (2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
- (3) ～(6) 略

(印鑑の登録)

第6条 市長は、第4条の規定による確認を終わったときは、直ちに印鑑登録原票に、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しななければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 氏名
- (4) ～(6) 略

(印鑑登録の抹消)

第13条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときには、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

- (1) ・(2) 略
- (3) 氏又は名の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。

を変更する必要のない場合を除く。)。。

(4) 外国人住民にあっては住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)。。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたことを知つたとき。

2 市長は、前項第3号又は第5号により印鑑の登録を職権で抹消した場合は、その旨を当該抹消された者に通知しなければならぬ。

(外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱い)

第24条 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 市長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「改正法」という。)の施行日(改正法附則第1条第1号に定める日をいう。以下同じ。)の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、登録の抹消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

(2) 改正法の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたことを知つたとき。

2 市長は、前項第3号又は第4号により印鑑の登録を職権で抹消した場合は、その旨を当該抹消された者に通知しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(橋本市手数料条例の一部改正)

第3条 橋本市手数料条例(平成18年橋本市条例第75号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(18) 略 (19) <u>削除</u> (20)～(52) 略 2 略</p>	<p>(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(18) 略 (19) <u>外国人登録原票に記載した事項に関する証明 1件につき300円</u> ただし、橋本市民カードを利用して自動交付機による外国人登録原票に記載した事項に関する証明を受けた場合は、1件につき200円とする。 (20)～(52) 略 2 略</p>

(橋本市斎場設置及び管理条例の一部改正)

第4条 橋本市斎場設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第156号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>別表(第10条関係) <u>略</u> 備考 1 「市内」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に該当する場合をいう。 (1) 人体の火葬及び施設の利用にあっては死亡者(死亡時)又は喪主が、4月以上の胎児にあってはその父又は母が、生体分離肢体にあってはその肢体を失った者が、その他にあっては斎場利用申請者が、小動物にあってはその飼い主が、橋本市の住民基本台帳に記</p>	<p>別表(第10条関係) <u>略</u> 備考 1 「市内」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に該当する場合をいう。 (1) 人体の火葬及び施設の利用にあっては死亡者(死亡時)又は喪主が、4月以上の胎児にあってはその父又は母が、生体分離肢体にあってはその肢体を失った者が、その他にあっては斎場利用申請者が、小動物にあってはその飼い主が、橋本市の住民基本台帳に記</p>

録されている場合 (2) 略 2・3 略	録され、若しくは外国人登録原票に登録されている場合 (2) 略 2・3 略
----------------------------	---

(橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部改正)

第5条 橋本市下水道排水設備指定工事店条例(平成18年橋本市条例第201号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分
 は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指定の申請) 第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 個人にあつては、住民票の写し、経歴書及び前条第1項第3号アに該当しないことを証する書類 (2)～(5) 略 (責任技術者の登録) 第10条 責任技術者の登録を受けようとする者は、市長が指定する期間に、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 住民票の写し及び写真 (2)～(4) 略 2 略</p>	<p>(指定の申請) 第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 個人にあつては、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第3号アに該当しないことを証する書類 (2)～(5) 略 (責任技術者の登録) 第10条 責任技術者の登録を受けようとする者は、市長が指定する期間に、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書及び写真 (2)～(4) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。